- (6) サポーターは特定の会務を執行し、部長、副部長を補佐する。
- 第8条 役員の選出は、次のとおりとする。
 - (1)会長、副会長および監事は、総会において会員の中から互選する。
 - (2) 部長、副部長およびサポーターは、役員会で選出し会長が委嘱する。

第5章 顧問および相談役

- 第9条 本会に顧問および相談役を置くことができる。
 - (1) 顧問および相談役は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
 - (2) 顧問および相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 会議

- 第10条 本会の会議は次のとおりとし、会長がこれを召集し議長となる。
 - (1)定期総会
 - (2)臨時総会
 - (3)役員会
 - (4)班長会
 - (5) 三役会
 - (6) 福祉連絡会
- 第11条 定期総会は、毎会計年度終了後速やかに開催し次の事項を審議する。
 - (1)予算の議決および決算の承認に関すること。
 - (2)会則の制定および改正に関すること。
 - (3)会長、副会長、監事の選出に関すること。
 - (4) その他必要事項。
- 第12条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催し、定期総会に準ずる事項を審議する。
- 第13条 役員会、班長会、三役会及び福祉連絡会は、会長が必要に応じて召集する。
 - 2. 年度途中において発生した主要事項は役員会において処理し、後日総会に報告する。
- 第14条 総会、役員会、班長会、三役会及び福祉連絡会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、 議長が決する。

第7章 会計

- 第15条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもってこれに充てる。
- 第16条 本会の会費は、普通会員は1世帯あたり月額300円、特別会員は月額300円とする。(令和5年4月改正)
- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第18条 会員が死亡したときは、弔慰金をもって弔意をあらわす。

 - (2) 特別な事由がある場合は、役員会において協議し決定する。